**1－（17）アーケード管理規約例**

（目　 的）

第１条　この規約は、本組合が定款第○条第○号に規定するアーケードの建設及び管理について必要な事項を定め、もってアーケード設置事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（管理委員会の設置）

第２条　本組合に、アーケードの建設及び管理の円滑な推進を図るため管理委員会を設置する。

２　管理委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

（アーケードの保有及び管理）

第３条　アーケードは、本組合の繁栄を期し、かつ顧客及び一般市民の便益のために本組合において建設し、建設完了後は、本組合がこれを保有し、その維持管理に当たるものとする。

（資金の調達）

第４条　本組合は、アーケード建設のため、その必要資金を金融機関その他より借入れすることができる。

２　本組合は、アーケード建設のために組合員以外の者から寄付金その他の援助を受けることができる。

ただし、これらの援助を受けた場合も、その者に対し、特別の利益の供与はしないものとする。

（建 設 費）

第５条　アーケードの建設費（建設費及び借入金利息並びに一切の付帯費を含む。）は、別に定める方法に従い管理委員会が算定する。

（管 理 費）

第６条　アーケードの維持管理等に要する費用は、別に定める方法に従い管理委員会が算定する。

（使 用 料）

第７条　第５条及び前条により算定された費用は、アーケード使用料として、毎月その受益者に負担せしめるものとする。

２　アーケード使用料の算定方法は、受益者の業種、店舗面積及び従業員数などを基準として総会において決定する。

３　アーケード使用料は、アーケード建設借入金完済後といえどもアーケードの維持管理及び保全のために必要な範囲内で受益者より徴収するものとする。

（受 益 者）

第８条　受益者とは、本組合のアーケードの所在する公共用舗道に面し、販売業その他の事業を営む者とする。

（使用者の負担）

第９条　アーケード使用料は原則として、アーケード建設完成時の受益者又はその家主（以下「使用者」という。）が負担するものとする。

（契　　約）

第10条　本組合は、アーケードの使用について、使用者との問に、公正証書によるアーケード使用賃貸借契約を締結するものとする。

(使用者の変更)

第11条　アーケードの使用者が、移転、廃業、営業の譲渡又は組織変更等の事由により変更する場合には、あらかじめ本組合の許可を得ることとし、本組合の定めた月までの使用料は、現使用者が負担するものとする。

２　使用者の変更により、新たに使用者となった者は、前項の本組合の定めた月の翌月から、その使用者の資格において本組合が新たに査定した額を負担するものとする。

（使用料の変更）

第12条　アーケードの使用者に、店舗の拡張又は縮小並びに業種の変更等重大な変化があった場合には、その使用者の申請又は本組合の調査により管理委員会の査定を得て、その使用料の変更をすることができる。

２　使用者に相続等法定の事由による変更があった場合には、その事実を証する書類を添えてその旨を本組合に届出なければならない。この場合に本組合は、改めて使用料を査定することができる。

（使用者の保全義務）

第13条　使用者は、アーケードの維持保全のため次の行為をしてはならない。

(1) アーケードの上にあがること。

(2) アーケードの上に物品をのせること。

(3) アーケードに店舗、家屋等からの雨水等を流すこと。

(4) アーケードからの雨水等の排水の流通を妨げること。

(5) 前各号の他アーケードの維持保全を妨げる一切の行為。

２　前項の保全業務に違反して、アーケードを損傷せしめた使用者は、これにより生じたすべての損害を賠償する責に任ずる。

（天災等に対する処置）

第14条　天災その他によりアーケードに重大な変化を生じたとき及び老朽化によりアーケードの全面的補修あるいは建て替えが必要となったときは、使用者全員により対策を協議するものとする。

（その他）

第15条　この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

付 　則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。